

3. 競技運営規程

第1章 競技者

第1節 総則

第1条 (目的)

本規程は一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下 NFA）の定款に基づき、競技運営に関する事項について定める。

第2条 (フェアプレイ)

競技者は、スポーツマンシップに則り、ルールに従い、フェアプレイの精神を堅持し、相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くすものとする。

第3条 (資格停止)

次の何れかの事項に該当するものは、本会の競技者としての資格を停止する。

- (1) NFA が参加を禁止した競技会に参加したもの
- (2) 事前の承認を得ずに、自らの名声を利用し、その氏名、写真、競技成績等を広告に使うことを許したもの、または自らの使用する衣服および用具を広告に使うことを許したもの
- (3) 競技に際して、ドーピング、暴力行為などによりフェアプレイの精神に明らかに違反したもの
- (4) 競技者として著しく品位または名誉を傷つけたもの

第4条 (広告)

競技者は、あらかじめ承認を得て映画、演劇、放送、雑誌、新聞等の行事に出演または参加もしくは、その氏名、写真、競技成績等を広告に使うことができる。

第5条 (活動費)

競技者は、NFA が認めた競技活動に費やされる旅費および宿泊費の金銭的補助を受けることができる。

第2章 競技運営

第1節 総則

第6条 (公式戦・非公式戦の定義)

公式戦とはNFA が主催する競技会をいう。主な公式戦は次の通り。

- (1) 本戦たるリーグ戦
- (2) プレイオフ
- (3) 春の公式戦
- (4) ボウルゲーム
- (5) 入替戦

2. 非公式戦とは定款6条①項の正会員たる競技団体（以下チーム）が主催する競技会をいう。いわゆる練習試合も非公式戦に含まれる。チーム以外の団体の参加も可能とする。

第2節 公式戦

第7条（公式戦の運営）

1. 公式戦の運用ルール（出場選手資格のルール等を含む）については、競技会の運営を所管する委員会等にて決定することができる。特段の定めが無い限り本規程に従う。
2. 運用ルールについては、年度ごとの運用基準、運用細則、各競技会の要綱、申し合わせ事項等を文書にて参加チームに周知しなければならない。

第8条（公式戦の参加義務）

チームは協会が指定する公式戦に参加する義務を負う。指定の公式戦を棄権した場合、懲罰の対象となる。

第9条（公式戦の参加者）

公式戦に参加する者は NFA に登録された者でなければならない。

第10条（ボウルゲーム運営）

ボウルゲームの運営については日本アメリカンフットボール協会の規程を準用する。

第3節 非公式戦

第11条（届出）

1. 非公式戦を実施するチームは、所定の書式にて届出をしなければならない。
2. 非公式戦の運営については、主催するチームで決定する。

第12条（承認）

非公式戦を実施するチームは、非公式戦を有料にて実施する場合、または、他団体からの後援もしくは協賛を受けようとする場合は、第4章公認競技会の規程を準用し、NFA の承認を受けなくてはならない。

第4節 公認競技会

第13条（承認）

公認競技会を開催し実施運営するものは、開催の3ヶ月前までに申請を行い、NFA の承認を受けなければならない。申請に必要な記載事項は次の通り。

- (1) 競技会開催の趣旨
- (2) 大会要項
- (3) 名称
- (4) 主催者とその所在地
- (5) 主管者とその事務所、責任者
- (6) 代理店が入る場合はその名称、所在地、責任者
- (7) 後援及び、協賛とその方法
- (8) 会期及び、会場
- (9) 出場チーム
- (10) 競技内容（試合時間、審判等）
- (11) 入場料

- (12) テレビ放映等の内容
- (13) 競技運営組織と責任者
- (14) 予算書（競技会収支）
- (15) 代理店手数料
- (16) 出場チームに対する援助金、協賛金等の額

第14条（承認後の変更）

公認競技会を開催し実施運営するものは、公認競技会の承認を受けた後に申請事項に変更のある場合は直ちにNFA に届け出て承認を受けなければならない。

第15条（報告）

公認競技会を開催し実施運営するものは、その競技会終了後 14 日以内に次の事項を NFA に報告しなければならない。ただし、会計報告については1ヶ月以内の報告で可。

- (1) 競技会の概要
- (2) 競技記録
- (3) 会計報告

第16条（公認料）

公認競技会を開催し実施運営するものは、公認競技会において純益のある場合は、公認料を受けることができる。

第17条（放映権）

公認競技会の放映権は NFA に帰属する。

第18条（会計審査）

NFA は公認競技会の予算および会計報告について審査することができる。審査の結果疑義がある場合は、予算の修正や証票の提出を要求することができる。

第3章 登録

第1節 総則

第19条（定義）

本規程で使用する用語を下記の通り定義する。

- (1) 「企業チーム」とはチーム情報登録におけるチーム形態として企業チームを選択したチームを指す。
- (2) 「クラブチーム」とはチーム情報登録におけるチーム形態としてクラブチームを選択したチームを指す。
- (3) 「継続選手」とは、昨年度の登録チームから引き続き登録されている選手を指す。
- (4) 「再登録選手」とは、登録抹消を行ったチームより、移籍を経ずに、再度登録される選手を指す。
- (5) 「移籍選手」とは、直近で選手登録を行ったチーム以外のチームより登録される選手を指す。
- (6) 「新人選手」とは上記3号（継続選手）ないし5号（移籍選手）にあたらない選手を指す。
- (7) 「新規登録選手」とは、上記4号（再登録選手）ないし6号（新人選手）の選手を指す。

- (8) 「外国籍選手」とは、日本国籍、もしくは特別永住権を有しない選手を指す。
- (9) 「プロ契約選手」の定義は、以下の通りとする。2025年3月18日改訂

名目の如何を問わず、実質的に見て、当該選手のアメリカンフットボール選手の活動の対価として、その所属チームまたはスポンサー（個人スポンサーも含む。）等の第三者（以下「所属チーム等」という。）から、自らの活動に要する費用を上回る金員の支払又は経済的利益の提供を受けていると認められる者をいう。ただし、本号の「アメリカンフットボール選手の活動」とは、所属チーム等に所属して行う以下の活動を意味するものとする。

- ① 試合への出場
- ② 練習およびトレーニング
- ③ 広報活動
- ④ ファンサービス
- ⑤ 社会貢献活動
- ⑥ その他、アメリカンフットボール選手の活動であると合理的に認められるもの

~~クラブチーム：所属する選手のうち、競技活動により得られる収入、または競技活動により経費以上の収入をチームまたはスポンサー（個人スポンサーも含む）から収入を得ている者。~~

~~企業チーム：所属する選手のうち、当該企業チームでの職場勤務実態が週4日未満で、かつ、主たる生計をアメリカンフットボールの活動によりたてている者。~~

~~なお、CFLのチームに所属する選手は、当該シーズンにおいては、企業社員等として活動していないとみなし、プロ契約選手と位置付ける。~~

- (10) 「プロリーグ」とは、スポーツをすることを職業とし、それにより報酬を得ているプロフェッショナル選手やその指導者などで構成されたスポーツ組織のことを指す。
- (11) 「プロフットボール経験者」とは、当該プロリーグの定めたレギュラーシーズンの試合に出場経験がある者を指す。試合出場経験が無い事を証明出来ない場合は、試合当日のロースター登録をしているものとする。

第20条（登録時期）

選手登録は年1回、理事会の定めた時期に実施できる。スタッフおよびチアの登録はいつでも実施できる。

第21条（登録資格）

登録時満年齢が18歳以上の日本国に居住する社会の成員で、実社会で活動する者、大学院生（以下社会人）および第26条に定めるプロ選手に加え、以下の条件を満たす大学生、専門学校生であること。登録については以下の条件である者のみ登録を認める。

1. 在籍している大学に部・サークルが存在していないもの。
2. 専門学校に在籍しているもの。
3. 在籍している大学に部が存在しているものがNFAに登録する場合、当協会と日本学生協会との間で協議の上、最終決定とする。

第22条（資格確認）

新規登録選手は、

1. 所定の期日までにチーム代表者による「資格確認書」の提出を要する。

2. 登録時期の時点において、卒業見込みである新規登録選手の場合は、卒業証明書の提出を要する。また、登録資格は卒業証明書に記載されている卒業認定日の翌月初めから有効となる。
3. 登録時期の時点において、卒業見込みである新規登録選手が自己の都合で退学した場合も「資格確認書」または「退学証明書」（「除籍証明書」）の提出を要する。また、登録資格は退学証明書の日付の翌月初めから有効となる。

第23条（登録費）

登録された者は、理事会の定めた登録費を納めなくてはならない。

1. 登録費は登録された者の属するチームからの納付とする。
2. ドクターの登録費は無料とする。
3. NFAは登録されたものについて登録証を発行する。

第24条（付保義務）

各チームは登録した選手について死亡、傷害を補償する保険への加入義務がある。

第2節 登録要件

第25条（選手登録数の制限）

選手登録数及び試合出場選手数の上限は、登録運営規則の通りとする。

第26条（プロ選手契約）2025年3月18日改訂

プロ選手契約を認める。

加盟チームは、契約したプロ選手にかかる統一契約書またはチームがプロ選手と契約した書面を契約完了後開幕前日までに、契約書の写しの競技運営本部に提出すること。なお、提出がない場合は試合出場を認めない。

アメリカンフットボールの競技力向上及びリーグの持続的な発展への貢献を目的とし、高度プロフェッショナル人材としてのプロ選手契約を容認するものである

プロ契約選手人数の上限を、外国籍選手3名、日本国籍選手3名とする。

~~前年の契約において給与総額（総収入）が1,000万円を超えているプロ契約選手がその翌年に契約する場合、前年に契約した条件を良化出来ないとする。但し、成績が向上したことにより、既に締結された契約に基づき成果報酬部分の給与が増えることは、妨げない。~~

第27条（調査及び協力義務）2025年3月18日 改訂

NFA 及び加盟チームは、秋季シーズンの登録後、プロ契約した選手の氏名を、ホームページ等で開示する。

プロ選手として登録を受けていない選手が、実質的にはプロ選手であると疑われる場合、NFA は、その担当者または別途指定する者をして、事実確認のための調査を実施できるものとし、当該選手やその所属チームは、当該調査への協力を求められた場合、これに協力しなければならない。

当該調査の結果に基づき、NFA の理事会が、当該選手が実質的にはプロ選手であると判断した場合、NFA は所属チームに対しペナルティを科すことができる。

~~なお、他チーム等から調査要請があった場合、NFA は競技運営本部長及び監事による監査を実施し、規程に違反する事項があった場合には、罰則を適用するものとする。~~

第28条（二重登録の禁止）2024年7月21日改訂

選手は2つ以上の当協会加盟チームに登録することが出来ない。なお、スタッフ（コーチ含む）・チア・ドクターが2つ以上の当協会加盟チームに登録する場合は、当該チーム責任者が合意の上で実施すること。

第29条（プロスポーツ経験者の選手登録）

日本国籍のプロスポーツ経験者の登録は下記条件で認められる。

- （1） 経験したプロスポーツの種類は問わない。
- （2） 登録日の1ヶ月前の末日迄に、協会宛て経歴書を添えて申請すること。

第30条（外国籍選手の登録）2024年6月6日改訂

加盟チームは、以下の条件をすべて満たす場合は、1チーム当たり3名までの外国籍選手を登録することができる。なお、日本の大学を卒業した外国籍の選手は、外国籍選手とする

※外国籍選手・・・第3章 登録 第1節 総則 19条（定義）（8）に該当する選手を指す

- 1) 在日米軍軍人または軍属ではないこと。
- 2) NFLまたはCFL（internationals, QBでの登録選手）におけるプロフットボール経験者でないこと

なお、フィールド内で試合に参加できるのは、一時点において2名を限度とする。

登録にあたっては、次の書類の提出を要する。

- 1) 外国籍選手登録申請書
- 2) 当該選手の略歴（フットボール歴を含む）
- 3) 就業ビザ、または在留カードの写し
- 4) 勤務先の在籍証明書またはプロ選手にかかわる統一契約書

第31条（経過措置）

2023年度にNFAに登録されている日本の大学を卒業した外国籍の選手は、2025年シーズン終了時まで、外国籍選手以外の選手として登録することができる。

第32条（移籍）

移籍については、以下の通り規定する。

1. 登録者（選手・スタッフ）は下記の移籍自由期間の移籍においては自由に移籍を認める。ただし、技運営本部が別に定める所定の手続きを移籍当該者本人が行う事とする。
移籍自由期間内に移籍が成立した選手は4月1日より移籍先チームの資格を発行する。

- 1) 移籍自由期間： 毎年1月4日～3月31日

2) 所定手続き：移籍交渉通知書（当該選手が作成、協会に提出）

移籍自由期間以外の移籍に関しては、登録時に次の書類の提出を要する。ただし、退部届の提出から1年未満は2), 3), 4)の書類が無い限り移籍は認められない。

- 1) 退部届（当該選手作成、前登録チームに提出）
- 2) 登録抹消届（前登録チームが作成、協会に提出）
- 3) 移籍票（移籍先チームが作成、協会に提出）
- 4) 移籍承諾書（前登録チームが作成、協会に提出）

2.（禁止行為）NFA 加盟または加盟予定チームのスタッフ（代表、GM、監督、コーチ、トレーナー、マネージャー等）及び選手幹部（主将、副将など）、全選手またはそれらの関係者※が、移籍自由期間以外に NFA 加盟チームに所属し、又は所属することが決定している選手・スタッフに対して、移籍を前提とした接触や、接触を試みることを禁止する。また、移籍したかどうかに関わらず当該行為が認められた場合には懲罰の対象となる。ただし、移籍交渉期間中でも選手が移籍交渉通知書を提出していない限り、他のチーム関係者が移籍を前提とした接触や、接触を試みることを禁止する。移籍したかどうかに関わらず当該行為が認められた場合には懲罰の対象となる。※それらの関係者：チームスタッフ、選手幹部の親、親族、兄弟、配偶者、子供、出身校の関係者を指す。

3.（プロ契約選手の移籍）2024年6月6日改訂

第1項にかかわらず、前年順位下位チーム所属のプロ契約選手が、前年順位上位チームへ移籍することを禁止する。また、前年順位下位チーム所属のプロ契約ではない選手が、前年順位上位チームへプロ契約選手として移籍することも禁止とする。

前年の最終順位は登録運営規則の通りとする。

第33条（登録抹消）

登録抹消届はいつでも提出することができる。選手が登録抹消となった場合は、次回登録以降の選手登録時に再度登録が可能となる。登録年度の途中での再登録は出来ない。

第3節 公式戦参加資格

第34条（公式戦参加資格）

1. 公式戦参加チームは、登録された満20歳以上の選手によってのみ、試合を行うことができる。ただし、X2・X3リーグについては、保護者の同意があれば満18歳以上の選手も試合を行うことができる。
2. チームが登録抹消手続きを行わない限り、翌年度の登録も継続しているものとみなす。

第4章 チーム合併

第1節 総則

第35条（承認）

合併しようとするチームは、NFA に合併理由、合併後の体制等を記して申請し、理事会の承認を得なければならない。

第36条（登録人員の確定）

合併を承認されたチームは、承認後 1 ヶ月以内に新チームとしての構成人員を提出しなくてはならない。新チームの登録から外れた選手については、次の登録年度から移籍ができる資格を得られる。

第37条（合併の時期）

合併手続きの期限は1月末日までとする。合併の手続きとは申請、承認、登録、初年度年会費、未払金の納付を指す。

第5章 懲罰

第38条（懲罰委員会）

1. 懲罰の決定に当たっては、理事長が懲罰委員会を招集する。ただし理事長が懲罰に係る場合は副理事長がその任にあたる。
2. 懲罰委員会の構成メンバーは理事、関係する委員会の委員長等から理事長が選任する。
3. 懲罰委員会は懲罰の決定にあたり、関係者から事情を聴取する。
4. 懲罰委員会は必要に応じて、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会との連携を行う。

第39条（懲罰の対象）

懲罰の対象は次の通り

- (1) 定款違反
- (2) 競技中の乱暴行為
- (3) 審判への侮辱行為または妨害行為
- (4) 公式戦の棄権または試合放棄
- (5) 未登録選手の試合出場
- (6) NFA の規程に定めのある違反行為
- (7) その他不祥事

第40条（懲罰の種類）

懲罰は下記のものとする。懲罰の重複を妨げない。

- (1) チームに対する懲罰は次のとおりとする
 - 1) 厳重注意
 - 2) 奉仕活動 無期限または期限付きの協会運営における奉仕活動
 - 3) 罰金 1件につき、100万円以下の罰金
 - 4) 試合の没収 得点を1対0として試合を没収する
 - 5) 公式戦出場停止 無期限または期限付きの公式戦への出場の停止
 - 6) 活動停止 無期限または期限付きのチーム活動の停止

- 7) リーグ降格 所属するリーグより1つ下のリーグに降格させる
 - 8) 除名 リーグから除名する（ただし、総会において会員数の4分の3以上の多数の議決を要する）
- (2) 個人に対する懲罰は次のとおりとする
- 1) 厳重注意
 - 2) 罰金 1件につき、20万円以下の罰金
 - 3) 出場停止 無期限（登録抹消）または期限付きの公式試合出場の停止
 - 4) 資格停止 無期限（登録抹消）または期限付きの公式試合に関わる職務の全部または一部の停止

第41条（不服の申立て）

懲罰の裁定に不服のあるものは、理事長に不服の申立てを行うことができるものとする。その場合、文書をもって不服の申立てを行う。

第42条（懲罰基準）

懲罰の基準については公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の懲罰基準に準じる。

6章 ユニフォームへの広告表記（2025.5.20改訂）

第43条（ユニフォーム）

本規程においてユニフォームとは、ヘルメット、ジャージ、パンツ及びソックスの4点を総称したものをいう。

第44条（着用義務）

チームは、公式競技会の試合においては、該当公式競技会に登録したユニフォームを着用しなければならない。

第45条（広告の表示（1）－承認の手続き）

1. ユニフォームに第三者のための広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種及び広告の内容について、事前に当該チームは**競技強化育成部審判委員長**に届け出し、承認を得なければならない。
2. 前項の届出は、本協会所定の申請書に、体裁、デザイン、ロゴ、色彩等の必要事項を記入の上、当該チームが所属する事務局を經由して**競技強化育成部審判委員長**に提出しなければならない。
3. 前2項に基づき承認されたユニフォームの広告は、チームによる広告表記取り止めの手続きを行わない限り、本協会の承認の日から当該登録年度の終了日まで有効とする。

第46条（広告の表示（2）－広告の条件）

前条に基づく広告は、次の条件によるものとする。

- (1) 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適当な素材でなければならない
- (2) 広告の表示は、ヘルメット及びユニフォームのジャージ、パンツの以下図の箇所とする
- (3) 広告表示箇所及びサイズは次のとおりとする
- (4) 広告表示箇所については以下記載の通り認める
- (5) 全ての表記数値は、縁取りや装飾物を含むものとする

a. ヘルメット

- (1) 正面：縦2 x 横8 cm を超えないサイズ
 - 1) チーム名・スポンサー名（冠スポンサー以外も可）
- (2) 後面：ヘルメットメーカーのサイズに合わせた超えないサイズ
 - 1) チーム名・スポンサー名（冠スポンサー以外も可）

b. ジャージ

- (1) 背中背番上下スペース：縦10×横40 cm を超えないサイズ
 - 1) チーム名・スポンサー名（冠スポンサー以外も可）
 - 2) 選手名、又は登録名（選手名のニックネームは不可）
 - 3) チーム名と選手名、又は登録名（選手名のニックネームは不可）の表記は認める
- (2) 胸中央番号上下スペース：縦6.5×横2.5 cm を超えないサイズ
 - 1) チーム名・スポンサー名（冠スポンサー以外も可）
 - 2) スポンサー企業名、ブランド名、商品名（ロゴマーク、URL）の表記可
 - 3) 表記個数は、1個のみ認める
- (3) 左右袖外側スペース：外側スペース内に収まる範囲のサイズ
 - 1) 企業名、ブランド名、商品名（ロゴマーク、URL）の表記可
 - 2) 表記個数は、収まる範囲以内で複数社可
- (4) 左右胸スペース：サイズ自由で200cm²を超えないサイズ
 - 1) 企業名、ブランド名、商品名（ロゴマーク、URL）の表記可
 - 2) 表記個数は、200cm²以内であれば複数社可

※ただし、大会スポンサー等本協会指定のスポンサー表記の必要が生じた場合、協会指定のスポンサー表記は別とする

c. パンツ

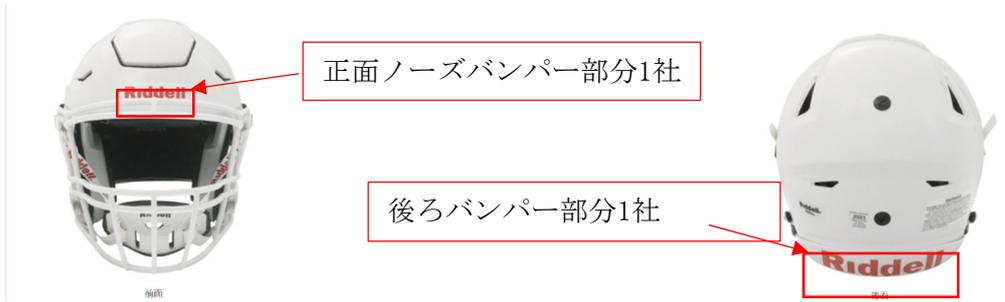
- (1) パンツ側面スペース：幅7.5 cm以下、ウエストから膝までの間
 - 1) チーム名・スポンサー名（冠スポンサー以外も可）
 - 2) 企業名、ブランド名、商品名（ロゴマーク、URL）の表記可
 - 3) 表記個数は、収まる範囲以内で複数社可

(2) パンツ全面(股関節部)サイパッドまでのスペース：サイズ自由200cm²以内のサイズ

- 1) 企業名、ブランド名、商品名（ロゴマーク、URL）の表記可
 - 2) 表記個数は、収まる範囲以内で複数社可
- (3) パンツ後面(臀部)：縦10×横40cmを超えないサイズ
- 1) 企業名、ブランド名、商品名（ロゴマーク、URL）の表記可
 - 2) 表記個数は、収まる範囲以内で複数社可
 - 3) 表記個数は、1個のみ認める

掲出図

ヘルメット



ジャージ・パンツ



オレンジ色枠：掲載数緩和

黄色枠：新規枠追加

水色枠：表示規制緩和（冠スポンサー以外も可）

※全ての表記数値は、縁取りや装飾物を含む。

第47条（広告の表示（3）－制限および停止）

1. 本協会又は**競技強化育成部**は、競技会規定等により、チームの広告表示を制限することができる。
2. 表示される広告は公序良俗に反するものであってはならず、表示された広告が不相当であると本協会又は**競技強化育成部**判断した場合には、チームに対し広告表示を停止させることができる。
3. 表示された広告に対して広告掲出料の支払いが発生した場合には、チームは本協会の指示に従わなければならない。

第48条（罰則）

違反が判明した場合は、理事会で決定する懲罰の対象とする。

第49条（その他）

本規程に定めがない事項については、チームは本協会又は**競技強化育成部**の判断に従うものとする。

7章 チーム名称変更登録

第50条（チーム名称変更の対象）

チーム名称変更の対象には、チーム名称に企業名（冠）を追加並びに変更表記する場合とチームのニックネーム及びチームロゴを変更する場合が対象となる。

第51条（申請承認）

チーム名称を変更しようとするチームは、NFAに新チーム名称、変更理由、変更後の新規スポンサー会社の概要等を記して申請しなければならない。ただし、新規スポンサーに伴うチーム名称変更は、事前に理事会の承認を得なければならない。

なお、チーム名称変更に伴い新ユニフォーム・チームロゴなどを変更する場合は、「ユニフォームデザイン申請書」に必要事項を記入の上、指定された期日までに**競技強化育成部長**に届け出て承認を得ること。

第52条（チーム名称変更に伴う名義変更料）

チーム名称変更に伴う名義変更料は、トップリーグカテゴリーに所属するチームは30万円（非課税）、トップリーグカテゴリー以外に所属するチームは10万円（非課税）とする。ただし、既存企業名変更の場合、企業名（冠）を外す場合、地域あるいは都市名を挿入する場合、その他協会が認めた場合は、理事会審議にて、条件を満たせば減免とすることがある。

第53条（チーム名称変更登録の時期）

チーム名称変更手続きの完了期限は、変更を希望する期日より60日前までとする。変更の手続きとは申請、承認、登録、名義変更料の納付を指す。

第8章 肖像権

第54条(肖像等の利用)

1. 競技者は、アメリカンフットボール活動中及びNFAあるいは所属チームの一員としての活動中の競技者自身の肖像、映像、氏名等(以下「肖像等」という。)が報道、放送されること、及び、当該報道、放送に関する競技者の肖像等につき何ら権利を有するものでないことを了承する。
2. 競技者は、所属チームから指示があった場合、NFA及び所属チームの広報・広告宣伝活動に使用するための素材製作(肖像写真撮影、ビデオ動画撮影、インタビュー録音等を含むがこれに限らない。)に、無償で応じなければならない。所属チームは、NFAからその要請があった場合、NFAと協議のうえ、競技者に対する指示を行うものとする。
3. NFA及び所属チームは、競技者の肖像等を、その広報・広告宣伝活動(リーグ等を題材として商品化した商品への使用を含むがこれに限らない。)のために無償にて使用することができるものとする。ただし、特定の競技者単独の顧客吸引力を使用した商品を製造し、有償で頒布する場合は、当該競技者に対し、当該競技者との間で別途協議して定める対価を支払うものとする。
4. 競技者は、次の各号に定める活動(以下「対外活動」という。)を行う場合には、あらかじめ所属チームの書面による承認を得るものとし、所属チームは、所属する競技者の対外活動について管理するものとする。
 - (1) テレビ・ラジオ番組、映画、演劇、YouTube、SNS、その他イベント等への出演又はそれらの企画、作成若しくは開催
 - (2) 競技者の肖像等の使用又は第三者に対するその許諾
 - (3) 新聞・雑誌等(オンラインのものも含む。)取材への応諾
 - (4) 第三者の広告宣伝・販売促進活動行事等への参加
5. 所属チームは、前項の承認をした場合には、承認後速やかに、NFAに対し、次の各号に定める事項を書面又はメールにて報告するものとする。ただし、報告時に確定していない事項がある場合には、当該事項が確定後速やかに報告すれば足りるものとする。
 - (1) 承認した対外活動の概要(対外活動で使用される媒体名及び企画名称等を含むが、これに限らない。)
 - (2) 承認を与えた競技者の氏名
 - (3) 対外活動が実施される日時
 - (4) 所属チームが対外活動を広告宣伝する場合には、当該広告宣伝を行う日時
 - (5) その他NFAが報告を要求する事項
6. 競技者が、対外活動を行い又は参加若しくは関与して対価を得る場合、競技者は、所属チームに対し、当該対価の一部を分配するものとする。この場合において、競技者は、所属チームと別途協議し、当該対価の分配割合を定めるものとする。
7. 本規約の別段の規定にかかわらず、NFAは、所属チームの選手等の肖像等を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする(ここでいう「包括的に用いる」とは2名以上での利用をいう)。ただし、特定の選手等(選手の場合はプロ契約選手に限る)の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前に所属チームと協議し、その承認を得るものとする。

ただし、NFAは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第9章 雑 則

第55条（改正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第56条（施行）

本規程は、2025年4月1日より施行する。